

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2021 年 6 月 1 日

本田技研工業株式会社

2021 年 6 月 1 日

株式交換に係る事前開示事項

東京都港区南青山二丁目 1 番 1 号
本田技研工業株式会社
代表取締役社長 三部 敏宏

当社は、2021 年 8 月 1 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、ホンダ開発株式会社（以下「ホンダ開発」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたします。本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 のとおりです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

（1）ホンダ開発の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号イ）

別紙 3 のとおりです。

（2）ホンダ開発の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号ロ）

該当事項はありません。

（3）ホンダ開発の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第 193 条第 3 号ハ）

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

- （1）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第 193 条第 4 号イ）

該当事項はありません。

6. 本株式交換が効力を生じる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいませんので、該当事項はありません。

以上

(別紙 1)

株式交換契約の内容

次頁以降をご参照ください。

株式交換契約書



本田技研工業株式会社（以下「甲」という。）及びホンダ開発株式会社（以下「乙」という。）は、2021年6月1日（以下「本締結日」という。）付で、次のとおり合意し、株式交換契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式（但し、甲が所有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：本田技研工業株式会社

住所：東京都港区南青山二丁目1番1号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：ホンダ開発株式会社

住所：埼玉県和光市本町5番39号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（但し、甲が所有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に0.30を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.30株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）



本株式交換により、甲の資本金及び準備金の額は変動しないものとする。

第 5 条 (効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日 (以下「効力発生日」という。) は、2021 年 8 月 1 日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第 6 条 (株式交換承認手續)

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき甲の株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を行う。

第 7 条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、本締結日から効力発生日に至るまで、善良な管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行うものとする。

第 8 条 (本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)

甲及び乙は、本締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合等、本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 9 条 (本契約の効力)

本契約は、以下の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 第 6 条第 1 項但書きの規定に基づき甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに、甲の株主総会において本契約又は本株式交換に必要な事項に関する承認が得られなかった場合

- (2) 効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める乙の株主総会において、本契約又は本株式交換に必要な事項に関する承認が得られなかった場合
- (3) 本株式交換について、法令に基づき、効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出手続が完了（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく甲を届出会社とし乙を株式発行会社とした株式取得に関する計画届出に係る禁止期間の経過を含む。）しない場合
- (4) 前条の規定に従い本契約が解除された場合

第10条（準拠法）

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる本契約当事者の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

第11条（管轄裁判所）

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる本契約当事者の一切の権利及び義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙誠実に協議の上、これを定めるものとし、本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合又は変更の必要が生じた場合は、甲乙誠実に協議の上、必要な措置を決定するものとする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年6月1日

甲： 東京都港区南青山二丁目1番1号
本田技研工業株式会社
代表取締役社長 三部 敏宏



乙： 埼玉県和光市本町5番39号
ホンダ開発株式会社
代表取締役社長 大野 直司



(別紙2)

会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

1. 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	ホンダ開発 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.30
本株式交換により交付する 株式数	当社普通株式：2,370,000株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

ホンダ開発株式1株に対し、当社普通株式0.30株を割当交付します。但し、当社が保有するホンダ開発の普通株式（本日現在6,120,000株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

本株式交換に際して、新株式の発行に代えて当社の所有する自己株式（普通株式2,370,000株）を交付いたします。

(注3) 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることは見込まれていません。

(注4) 1株に満たない端数の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる株主が新たに生じることは見込まれていません。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びホンダ開発は、本株式交換に用いられる上記1.（1）「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「EYSC」といいます。）を、第三者算定機関として選定しました。

当社及びホンダ開発は、第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で株式交換比率について協議・検討を重ねてきました。その結果、当社及びホ

ンダ開発は、本株式交換比率はそれぞれの株主の皆様にとって妥当であり、株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。

なお、本株式交換比率は、株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに当社及びホンダ開発との関係

当社及びホンダ開発の第三者算定機関である EYSC は、当社及びホンダ開発からは独立した算定機関であり、当社及びホンダ開発の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

EYSC は、当社及びホンダ開発の財務情報及び本株式交換の諸条件を分析した上で、当社については株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、ホンダ開発については比較可能な上場類似会社が複数存在しないことから将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を採用して、株式交換比率の算定を行いました。なお、各算定手法によるホンダ開発の普通株式 1 株に対する当社の普通株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、以下のとおりです。

算定手法		株式交換比率の算定結果
当社	ホンダ開発	
市場株価法	DCF 法	0.26～0.36

なお、市場株価法では、2020 年 12 月 30 日（以下「算定基準日」といいます。）を基準として、算定基準日の株価終値、算定基準日から遡る 6 ヶ月間の株価終値の単純平均値を採用しています。

EYSC は、上記株式交換比率の算定に際して、EYSC が検討した全ての公開情報、両社が EYSC に提供し、又は EYSC と協議した財務その他の情報で株式交換比率の算定に際して実質的な根拠となった情報の全てが、正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、当社、ホンダ開発及びそれらの関係会社の資産又は負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債その他の偶発債務を含みます。）について、独自に算定、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。

なお、EYSC の株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、ホンダ開発の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、ホンダ開発の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としています。

なお、EYSC が DCF 法による算定の前提としたホンダ開発の事業計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。また、当該事業計画は、本株式交換の実施を前提としていません。

2. 交換対価として当該財産を選択した理由

当社及びホンダ開発は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である当社の普通株式を選択いたしました。

当社及びホンダ開発は、当社の普通株式が株式会社東京証券取引所に上場されており、本株式交換後、市場において投下資本回収のための取引機会が確保されること等から、相当であると判断いたしました。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により、当社の資本金及び準備金の額は変動しません。

上記の資本金及び準備金の額は、法令、及び当社の財務状況、資本政策その他の諸事情に鑑み、相当であると判断しております。

4. 当社以外のホンダ開発の株主の利益を害さないように留意した事項

前記1.(2)「本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠」に記載のとおり、本株式交換における株式交換比率について、上場会社である当社の株式価値については市場株価方式により、また、非上場会社であるホンダ開発の株式価値についてはDCF方式に基づき算定したうえで、当該評価結果に基づいて両社間で慎重に協議し、決定いたしました。

以上

(別紙 3)

株式交換完全子会社であるホンダ開発の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次頁以降をご参照ください。

(添付書類)

事業報告

第 66 期

〔 自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月31日 〕

ホンダ開発株式会社

事業報告

（ 自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月31日 ）

1. 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果

当事業年度における経済環境は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による未曾有の経済停滞にさらされました。感染者数は2021年3月末時点、世界で約1億3千万人に達し、今もなお増加を続けており、感染拡大防止のために経済活動の人為的な抑制を余儀なくされ、これにより急激かつ大幅な景気後退を経験するに至りました。

国内自動車業界においては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、国内新車販売台数は2年連続で前年を下回りました。

当社の主たるお客様である本田技研工業株式会社（以下「Honda」）においては、国内軽四輪車新車販売でN-BOXが6年連続年間1位となりましたが、従業員の出社規制および部品の供給遅延などによる製品の生産停止・減産などの影響が発生しました。また、販売店においては、店舗で営業休止、営業時間の短縮、点検・修理に関する業務の縮小などの影響が発生しました。

このような環境の下、当社における当事業年度は、不動産建設部門において請負工事の受注やHonda独身寮などの営繕工事の受注、賃貸事業拡大に向けた浜松・栃木地区での新規物件の推進、保険部門におけるHondaグローバル保険管理のサポート、ケータリングサービス部門における健康食の提供、BPOサービス部門において業務受託の範囲を拡大するなど、当社の役割を発揮してお客様への貢献につなげることができました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響によるHonda並びにグループ各社での出張制限でトラベルサービス部門においては業務渡航の取扱いが大幅に減少し、また販売部門およびケータリングサービス部門においては在宅勤務の増加による喫食者の減少などによって大きく影響を受けました。

海外事業においては、インド子会社では、新型コロナウイルス感染症の影響によるロックダウンでレストラン事業なども大きく影響を受けました。英国子会社（スタントンハウスホテル）では、2021年7月のHonda英国工場閉鎖にあたりお客様数も激減し経営が困難な状況になってきたことから、役割をほぼ終えたと判断し事業譲渡を実施しました。

当事業年度の売上高は、トラベルサービス部門、販売部門、ケータリングサービス部門における大幅な減収により、168億24百万円と前期比で48億15百万円の減収となりました。

利益においては、全部門での利益対応によるコスト削減を図りましたが大幅な減収により、経常利益は13億40百万円と前期比で16億60百万円の減益、当期純利益は、8億28百万円と前期比で15億78百万円の減益となりました。

部門別売上上の状況は、次のとおりです。

（金額単位：百万円、比率：%）

区 分	金 額	前期比	構成比	区 分	金 額	前期比	構成比
仲 介 幹 旋	171	83.6%	1.0%	保 險 部 門	2,357	96.9%	14.0%
社 宅 管 理	206	89.9%	1.2%	トラベルサービス部門	516	28.2%	3.1%
（不動産計）	378	87.0%	2.2%	販 売 部 門	2,222	65.3%	13.2%
設 計	62	46.5%	0.4%	食 堂	3,681	69.3%	21.9%
請 負 工 事	597	76.1%	3.5%	フ ー ド	341	85.9%	2.0%
H M 工 事	812	91.3%	4.8%	寮 管 理	850	100.6%	5.1%
建 設 他	291	96.4%	1.7%	ラ ン ド リ ー	318	84.4%	1.9%
（建設計）	1,763	83.6%	10.5%	そ の 他	68	100.5%	0.4%
H M 独 身 寮	2,136	98.2%	12.7%	ケータリングサービス部門	5,259	75.1%	31.3%
賃 貸 他	1,420	99.4%	8.4%	B P O サービス部門	574	99.8%	3.4%
（賃貸計）	3,556	98.7%	21.1%	ホ テ ル	196	75.4%	1.2%
不動産建設部門	5,698	92.7%	33.9%	合 計	16,824	77.7%	100.0%

＊不動産建設部門

「不動産」においては、四輪販売会社や個人顧客の仲介斡旋が減少したことや社宅管理の件数が減少したことなどにより、売上高は3億78百万円と前期比で13.0%の減少となりました。

「建設」においては、Honda 独身寮や体育館などの営繕工事の減少、四輪販売店舗の設計業務、個人顧客の請負工事が減少したことなどにより、売上高は17億63百万円と前期比で16.4%の減少となりました。

「賃貸」においては、浜松での Honda 独身寮の新棟増設や宇都宮に建設した賃貸マンションなどの増加はあるものの、鈴鹿での Honda 独身寮の契約延長に伴う賃料変更、宇都宮の Honda 駐車場解約などにより、売上高は35億56百万円と前期比で1.3%の減少となりました。

不動産建設部門全体としては、売上高は56億98百万円と前期比で7.3%の減少となりました。

＊保険部門

Honda の輸出減に伴うマリン保険の減少や工場火災保険契約の減少などにより、売上高は23億57百万円と前期比で3.1%の減少となりました。

＊トラベルサービス部門

Honda の出張規制などの影響で、業務渡航の取扱い件数が大幅に減少したことにより、売上高は5億16百万円と前期比で71.8%の減少となりました。

＊販売部門

Honda の出勤率低下の大幅な減少などから、店舗および飲料自販機の利用者の減などにより、売上高は22億22百万円と前期比で34.7%の減少となりました。

＊ケータリングサービス部門

「食堂」においては、Honda の出勤率低下や、期間従業員などの喫食者の大幅な減少などにより、売上高は36億81百万円と前期比で30.7%の減少となりました。

「フード」においては、関係会社の出勤率低下に伴う、食堂における喫食者の減少などにより、売上高は3億41百万円と前期比で14.1%の減少となりました。

ケータリングサービス部門全体としては、売上高は52億59百万円と前期比で24.9%の減少となりました。

＊BPOサービス部門

売上高は5億74百万円と前期比で0.2%の減少となりました。

＊ホテル

緊急事態宣言下における営業抑制の影響で宿泊者および飲食の減少などにより、売上高は1億96百万円と前期比で24.6%の減少となりました。

(2) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響による世界経済への影響が続き、当社としても当面コロナ禍での厳しい事業運営が続くことが想定されます。

また、主たるお客様である Honda の四輪事業の環境は、単なる自動車の製造販売といったビジネスモデルからモビリティサービスも含めたビジネスへと変革しつつあり、電動化の加速を見据えグローバル生産体制の見直しとして英国やトルコなどの海外工場の生産終了、埼玉製作所の狭山から寄居への生産移管が本格化するなど Honda のビジネスは、スピードを上げて変化していきます。

当社としても、これらを受けて今後対処すべき課題として

- ・業務改革プロジェクト推進による筋肉体質の収益構造の構築
- ・狭山から寄居への生産移管に伴う、両地区での営業体制などの構築
- ・Honda のCRE戦略への参画と新たな賃貸ビジネスの確立
- ・BPOサービス事業における受託業務範囲の拡大
- ・Honda グローバル保険管理のサポート、インドネシアでの保険ブローカー事業展開
- ・Honda 健康経営に向けた健康食の提供などの役割の発揮

に取り組んでまいります。

Honda やグループ各社の方向性を素早く的確に捉え、新しい価値創造によってお客様の期待を超える商品・サービスを提供できるように引き続き2030年ビジョンの実現に向けて「専門性」と「質」の追求による成長を図るとともに、総合力（One Team）を発揮して、関係するすべての人からその存在を期待される企業となるよう全力で推進を図ってまいります。

(3) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の実施額は9億99百万円で、栃木県宇都宮市に賃貸物件建設などの投資を行いました。

(4) 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は行っておりません。

(5) 営業成績および財産の状況の推移

年 度	第 6 3 期	第 6 4 期	第 6 5 期	当 期
区分	(2017. 4～2018. 3)	(2018. 4～2019. 3)	(2019. 4～2020. 3)	(2020. 4～2021. 3)
売 上 高 (百 万 円)	20,568	21,645	21,639	16,824
経 常 利 益 (百 万 円)	3,332	3,582	3,000	1,340
当 期 純 利 益 (百 万 円)	2,228	2,361	2,407	828
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	141.91	150.39	153.32	52.79
総 資 産 (百 万 円)	45,125	47,355	47,400	46,194
純 資 産 (百 万 円)	38,915	40,593	42,262	42,612
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	2,478.6	2,585.5	2,691.9	2,714.2

(注) 1株当たり当期純利益は期中の平均発行済株式数により、1株当たり純資産は期末の発行済株式数によりそれぞれ算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は本田技研工業株式会社で、同社は当社の株式6,120千株（出資比率38.98%）を保有しております。また同社の子会社等を通じて当社の株式1,680千株（出資比率10.70%）を間接保有しております。

親子会社間取引については、不利益を生じないように、その内容を勘案した上で、契約金額等について相互協議の上、決定しております。当社取締役会は、上記の対応により、適正な取引実現のために必要な措置が講じられていると判断しております。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
H. K. C. ヨーロッパ リミテッド	600 千英ポンド	100.0%	ホテルおよびレストランの営業等
ホンダカイハツインディア ホスピタリティー プライベートリミテッド	149,000 千印ルピー	99.9%	レストランおよび観光関連事業等
ホンダ インシュアランスブローカー アジア カンパニーリミテッド	20,000 千タイバツ	46.0%	保険ブローカー業務
ホンダカイハツアメリカズ インコーポレーテッド	35 千米ドル	100.0%	通訳翻訳事業等

*子会社4社の当期の売上高は7億89百万円、当期純利益は31百万円を見込んでおります。

*HKCにつきましては、2021年2月26日に事業譲渡を完了し、会社清算中です。

(7) 主要な事業内容

- ①不動産の売買、賃貸借、斡旋および管理業
- ②損害保険契約代理業
- ③旅行業
- ④土木、建築、設計、監理業
- ⑤飲料、菓子などの販売業
- ⑥食堂、喫茶店の経営
- ⑦自動販売機の管理受託業
- ⑧揮発油、石油製品、液化石油ガス販売業
- ⑨樹木、草花、種苗の栽培、販売および管理業
- ⑩宿泊施設の経営

(8) 主要な営業所

本 社(埼玉県和光市)、青山事業部(東京都港区)、和光事業部(埼玉県和光市)
狭山事業部(埼玉県狭山市)、浜松事業部(静岡県浜松市)、鈴鹿事業部(三重県鈴鹿市)
熊本事業部(熊本県大津町)、栃木事業部(栃木県芳賀町)

(9) 従業員の状況

従 業 員 数 (人)	前 期 比 増 減 (人)	平 均 年 令 (才)	平均勤続年数 (年)
4 0 1	△ 8	4 1 . 6 2	1 7 . 0 6

(注) 上記の従業員数には、嘱託社員(期末在籍3名)、地域限定・契約社員(期末在籍2,034名)は含んでおりません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 60,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 15,700,000 株

(3) 株主数 6 名

(4) 大株主の状況

株主名	所有株式数(株)	出資比率(%)
公益財団法人 国際交通安全学会	7,800,000	49.68
本田技研工業株式会社	6,120,000	38.98
株式会社 ホンダファイナンス	560,000	3.57
株式会社 モビリティランド	560,000	3.57
株式会社 レインボーモータースクール	560,000	3.57
学校法人 ホンダ学園	100,000	0.63

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
※取締役社長	大野 直司	
常務取締役	坂井 乾二	リスクマネジメントオフィサー
取 締 役	菊池 俊一	
取 締 役	大塚 義和	ホンダカイハツアメリカズ インコーポレーテッド代表取締役社長 コンプライアンスオフィサー
取 締 役	矢澤 真由美	ホンダカイハツインディア ホスピタリティー プライベート リミテッド取締役
監 査 役	角川 満	
監 査 役	林 孝之	

(注) ※印は代表取締役です。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分		支給人員	支給額（百万円）
取締役		7 名	83 百万円
監査役		2 名	19 百万円
合計		9 名	103 百万円

- (注) 1. 平成2年6月29日開催の定時株主総会決議による取締役報酬限度額は、月額10百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まない）です。
2. 平成20年6月13日開催の定時株主総会決議による監査役報酬限度額は、月額3百万円以内です。
3. 上記の支給額には役員退職慰労引当金繰入額19百万円が含まれております。

4. 会計監査人の状況

当社の会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、およびその他 業務の適正を確保するための体制、当該体制の運用状況は次のとおりであります。

(1) 決議内容

- ①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社役員および従業員が共有する行動の指針として、法令および社内規則の遵守等について規定した「ホンダ開発行動規範」を制定し、周知徹底を図る。
 - ・ コンプライアンスに関する取組みを推進するコンプライアンスオフィサーを任命する。
 - ・ 各部門並びに事業部が、法令の遵守に努め、その状況を定期的に検証するなど、コンプライアンスについて体系的に取り組む。
 - ・ 企業倫理改善提案窓口を設置し、従業員に対して周知する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・ 取締役会その他重要な会議の議事録など、取締役の職務の遂行に係る情報については、文書管理規程に従い、適切に保存および管理を行う。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 経営の重要事項に関しては、審議基準に基づき取締役会、役員会などに付議し、リスクを評価、検討した上で決定する。
 - ・ リスクマネジメントに関する取組みを推進するリスクマネジメントオフィサーを任命する。
 - ・ 各部門並びに事業部が、リスクの予防・対策に努め、リスクマネジメントオフィサーを中心にその状況をモニタリングするなど、リスクマネジメントについて体系的に取り組む。
 - ・ 大規模災害については、「全社危機管理方針」「危機対応規程」を制定するなど、体制の整備を行う。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 定期的に役員会を開催し、各取締役の職務について審議するなど、迅速かつ適切な経営判断を行える体制を構築する。
 - ・ 効率的かつ効果的な経営を行うため、中期および年度毎の事業計画等を定め、その共有を図る。
- ⑤当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 本田技研工業株式会社の担当部門と連携しながら、当社だけでなく子会社を含めて、内部統制の整備を図る。
 - ・ 各子会社に対する監督責任を負う担当役員を設置する。また、子会社から重要なリスクについて報告を受けるほか、規模や業態に応じたリスク管理体制の構築を求め、その整備、運用状況を確認する。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・ 管理部門が監査役を補助する。
- ⑦取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・ 監査役に対して、当社や子会社の事業の状況、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備および運用状況などを定期的に報告するほか、会社に重大な影響を及ぼす事項がある場合は、これを報告することとする。
 - ・ 監査役に報告した者に対して、当該報告を行ったことを理由に不利な取り扱いを行わない。また当社の子会社に対しても同様の要請を行う。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査役と内部監査部門である業務監査室が緊密に連携して、当社や子会社の業務監査を実施するほか、監査役は役員会その他の重要な会議に出席するとともに、代表取締役との意見交換を定期的に行う。
 - ・ 監査役の職務執行に必要な費用を会社として負担するため、事業年度毎に監査役からの提案に基づいて必要な予算を確保する。

(2) 運用状況の概要

当社は上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は次のとおりです。

①法令遵守体制

- ・「ホンダ開発行動規範」のリーフレットを作成し、全従業員へ配布するとともに社報やポータルサイトなどへの掲載や入社時教育および各職場で朝礼等を通じて、周知徹底を図っています。また当事業年度においては、理解度を向上させるため、ガイドラインの周知や課単位での組織目標並びに個人行動目標を設定し、Webによる実践度の確認を展開しています。
- ・役員からコンプライアンスオフィサーを任命し、領域毎に遵守すべき法令等においては、各部門・事業部CG委員会によるモニタリングを実施し、自己検証を行うとともに、全社CG委員長会議においてコンプライアンス等に関する事項全般の審議を行っています。
- ・内部通報窓口として、企業倫理改善提案窓口を設置しており、提案者保護等を含む運用規程を定めて運営しています。

②情報保存管理体制

- ・取締役会議事録その他の重要な会議の議事録、稟議書等の文書を文書管理規程に従い、適切に保存・管理しています。
- ・機密情報の管理方針（ホンダ開発グローバルコンフィデンシャリティポリシー）を定め、周知・徹底を図るとともに、遵守状況の確認も実施しています。

③損失危険管理体制

- ・経営の重要事項は、審議基準に従って、取締役会、役員会に付議し、リスクを評価、検討した上で決定しています。
- ・役員からリスクマネジメントオフィサーを任命し、対応すべきリスクにおいては、各部門・事業部CG委員会によるモニタリングを実施し、リスク予防の徹底を図るとともに、全社CG委員長会議においてリスク管理等に関する事項全般の審議を行っています。
- ・大規模災害および重大リスクにおいては、「危機対応規程、危機対応手順書（全社危機管理方針含む）」等を制定したほか、「災害用備蓄基準」を策定し、備蓄品および非常時持出備品を全社に配備しています。
- ・特定した重点リスク（食事故等）の訓練を実施し、危機別対応マニュアルの有効性検証を行っています。

④効率性確保体制

- ・定期的に役員会を開催し、審議基準に基づいて、領域毎の懸案事項等について審議しています。
- ・2030年ビジョンや全社方針に基づいて、各部門が中期および年度ごとの事業計画を策定し、経営の効果・効率の向上を図っており、また四半期ごとに部長会でその進捗を確認しています。

⑤企業集団ガバナンス体制

- ・内部統制整備において、当社全部門および子会社の自己検証結果を集約し体制報告書を本田技研工業株式会社に提出しています。
- ・各子会社の監督者責任を負う担当役員を任命し、子会社からの重要リスクについて、HK全社報告基準に基づきタイムリーに担当役員へ報告が上がるようにしています。
- ・社長直轄の業務監査室が、当社全部門および子会社の内部監査を行い、必要に応じて監視・指導を実施しています。

⑥監査役監査体制

- ・管理部門である事業管理部および総務部が、監査役へのサポートを実施しています。

⑦監査役報告体制

- ・「監査役への報告基準」に基づき、関係する取締役や組織が、営業状況、会社に重大な影響を及ぼす事項、内部統制システムの整備状況、コンプライアンス、リスクマネジメントに係る自己検証の結果などを報告しています。
- ・監査役に報告を行った者に対して、報告者が不利益な取扱いにならないように方針を遵守しています。

⑧監査役監査が実効的に行われることの確保体制

- ・業務監査室との連携のほか、取締役会や役員会への出席、代表取締役との意見交換も実施しています。
- ・監査役と調整の上、必要な予算を確保しています。

事業報告の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表
(2021年 3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	18,591,423	流 動 負 債	2,922,086
現 金 お よ び 預 金	16,072,116	買 掛 金	853,737
受 取 手 形	610	未 払 金	287,414
売 掛 金	1,609,010	未 払 費 用	377,086
商 品	98,322	未 払 法 人 税 等	10,135
建 築 請 負 支 出 金	7,776	未 払 消 費 税 等	41,864
原 材 料 金	33,161	前 受 金	60,180
前 渡 金	139,715	預 り 金	136,405
前 払 費 用	76,830	預 り 保 険 料	505,131
未 収 入 金	203,804	前 受 収 益	255,271
そ の 他	350,075	賞 与 引 当 金	385,986
		リ ー ス 債 務	8,873
		固 定 負 債	659,926
固 定 資 産	27,603,566	退 職 給 付 引 当 金	444,210
(有形固定資産)	(24,915,059)	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	144,590
建 物	16,122,672	長 期 預 り 保 証 金	59,480
構 築 物	1,302,446	リ ー ス 債 務	11,646
機 械 お よ び 装 置	46,154		
車 輜 お よ び 運 搬 具	79,009	負 債 合 計	3,582,012
器 具 お よ び 備 品	250,704		
土 地	7,017,130	(純資産の部)	
建 設 仮 勘 定	78,099	株 主 資 本	42,612,976
リ ー ス 資 産	18,841	資 本 金	785,000
(無形固定資産)	(209,667)	資 本 剰 余 金	60,000
借 地 権	14,869	資 本 準 備 金	60,000
電 話 加 入 権	933	利 益 剰 余 金	41,767,976
諸 施 設 利 用 権	45,583	利 益 準 備 金	196,250
ソ フ ト ウ ェ ア	148,282	そ の 他 利 益 剰 余 金	41,571,726
(投資その他の資産)	(2,478,839)	配 当 準 備 積 立 金	1,400,000
投 資 有 価 証 券	71,914	別 途 積 立 金	37,700,000
関 係 会 社 株 式	743,713	繰 越 利 益 剰 余 金	2,471,726
長 期 前 払 費 用	938		
前 払 年 金 費 用	1,308,558	純 資 産 合 計	42,612,976
繰 延 税 金 資 産	220,406	負 債 ・ 純 資 産 合 計	46,194,989
長 期 未 収 入 金	19,048		
敷 金	12,605		
差 入 保 証 金	99,544		
そ の 他	2,110		
資 産 合 計	46,194,989		

損 益 計 算 書

〔自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月31日 〕

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		16,824,702
売 上 原 価		14,141,851
売 上 総 利 益		2,682,850
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		1,582,171
営 業 利 益		1,100,679
営 業 外 収 益		
補 助 金 収 入	62,130	
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	48,162	
雇 用 調 整 助 成 金	98,448	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	41,421	250,162
営 業 外 費 用		
そ の 他 の 営 業 外 費 用	10,740	10,740
経 常 利 益		1,340,101
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	34,896	
固定資産撤去費用引当金戻入	1,610	36,506
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	116,212	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	64,890	181,102
税 引 前 当 期 純 利 益		1,195,505
法人税、住民税および事業税	188,551	
法 人 税 等 調 整 額	178,081	366,633
当 期 純 利 益		828,872

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本							株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				利益剰余金合計		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	785,000	60,000	196,250	1,400,000	36,600,000	3,221,704	41,417,954	42,262,954	42,262,954
当期変動額									
剰余金の配当						△ 478,850	△ 478,850	△ 478,850	△ 478,850
別途積立金の積立					1,100,000	△ 1,100,000	－	－	－
当期純利益						828,872	828,872	828,872	828,872
株主資本以外の変動額(純額)							－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	1,100,000	△ 749,977	350,022	350,022	350,022
当期末残高	785,000	60,000	196,250	1,400,000	37,700,000	2,471,726	41,767,976	42,612,976	42,612,976

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価

- ① 関係会社株式 総平均法に基づく原価法によっております。
- ② その他有価証券 時価のないもの 総平均法に基づく原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価

商品、原材料は最終仕入原価法により、その他については個別法に基づく原価法によっております。なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(3) 固定資産の減価償却方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）は定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産は定額法を採用しております。
- ③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に属する支給対象期間に見合う額を計上しております。
- ② 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生翌期から費用処理しております。
- ③ 役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 完成工事高および完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 24,915,059千円

②会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社の有形固定資産は主として賃貸等不動産であり、各物件が資金生成単位であります。

各物件の資産に対する減損損失の認識および測定に使用する将来キャッシュ・フローは、現行の賃貸借契約および不動産鑑定評価書を基礎として見積もっております。

現行の賃貸借契約に変更等が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において、減損損失の認識および測定に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 関係会社株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 743,713千円

②会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式は取得価額をもって貸借対照表価額としておりますが、当該会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いては、相当の減額を行い評価差額を損失といたします。

当該会社の財政状態の悪化が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は21,423,457千円です。

(2) 保証債務は37,162千円で、ホンダ住宅共済会会員である当社従業員の銀行借入について、本田技研工業株式会社の保証に基づく求償権の履行に対する債務です。

(3) 関係会社に対する金銭債権および債務は以下のとおりです。

短期金銭債権 1,114,466千円

短期金銭債務 162,713千円

長期金銭債務 6,721千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高は以下のとおりです。

売上高 7,938,206千円

仕入高 503,678千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の数は普通株式 15,700,000 株です。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当に関する事項

決議	株式 の 種類	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月22日 定時株主総会	普通 株式	368,950 千円	23.5円	2020年3月31日	2020年6月22日
2020年12月3日 臨時株主総会	普通 株式	109,900 千円	7.0円	2020年9月30日	2020年12月3日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決議	株式 の 種類	配当金 の総額	配当 の 原資	1株当 たり配 当額	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会 (予定)	普通 株式	141,300 千円	利益 剰余 金	9.0円	2021年3月31日	2021年6月18日 (予定)

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	千円
賞与引当金	115,487
役員退職慰労引当金	43,261
退職給付引当金	132,907
減価償却超過額	299,461
少額資産償却超過額	1,113
土地減損分	89,992
美術品減損分	13,828
有価証券評価損	2,860
その他	19,696
繰延税金資産小計	718,608
評価性引当額	△106,681
繰延税金資産合計	611,927
繰延税金負債	
前払年金費用	△391,520
繰延税金負債合計	△391,520
繰延税金資産の純額	220,406

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、担当部門が適時に更新した資金計画に基づき、余資の運用については安全性の高い預金等に限定しております。

営業債権は、取引先ごとに期日および残高管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金は全て一年以内の支払期日となっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現 金 お よ び 預 金	16,072,116	16,072,116	-
受 取 手 形 お よ び 売 掛 金	1,609,620	1,609,620	-
買 掛 金	(853,737)	(853,737)	-

※負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金および預金、受取手形および売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額815,627千円、うち関係会社株式743,713千円)は、市場価格がなく、時価を把握することがきわめて困難と認められるため、時価開示の対象には含めておりません。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、埼玉県その他の地域において、賃貸用の独身寮などを有しております。

当事業年度における当該賃貸等不動産に関する売上高は3,556,885千円、減価償却費(営業原価)は890,320千円です。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
22,725,130	643,847	23,368,977	28,369,966

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期増減額のうち、主な増加は、宇都宮におけるクレセール8丁目アパート建設

573,169千円です。それに伴い過年度に取得した土地851,008千円については賃貸等不動産に振替しております。主な減少は、減価償却費です。

(注3) 当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)です。

10. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容	議決権 等の被 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	本田技研工業株式会社	東京都港区青山	86,067,000	輸送機器の製造	38.98%	無	福利厚生等の役務の提供	福利厚生等の受託および食事の提供等	7,938,206	売掛金	875,498
親会社の子会社	株式会社本田技術研究所	埼玉県光市中央	7,400,000	Hondaの研究開発機関	無	無	福利厚生等の役務の提供	福利厚生等の受託および食事の提供等	1,216,378	売掛金	72,037

(注1) 取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

(注2) 取引条件および取引条件の決定方針

当社が受託する業務等については、その内容を勘案した上で、契約金額等について相互協議の上、決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,714円20銭
1株当たり当期純利益金額 52円79銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による子会社化)

当社は2020年3月26日開催の取締役会において、PT SWADHARMA JASA PIALANG ASURANSI (以下「SWA社」)の株式80%を買収により取得し子会社化することを決議し、2020年11月3日付で株式譲渡契約を締結いたしました。その後、2021年4月5日付でSWA社の買収が完了したため、PT HONDA INSURANCE BROKER INDONESIAへ社名変更いたしました。

(1) 株式取得の目的

タイに次ぐ保険市場のインドネシアへ進出し、保険ブローカー事業を展開することで、アジア事業拡大につながると判断したためであります。

(2) 買収した会社の概要

被取得企業の名称 PT SWADHARMA JASA PIALANG ASURANSI (SWA社)

事業の内容 インドネシアにおける保険ブローカー事業

事業規模 2021年3月期 資本金 10億インドネシアルピア

(3) 取得日 2021年4月5日

(4) 取得する株式の数、取得対価および取得後の按分比率

取得する株式の数 2,400株(80%)

取得対価 29百万円

取得後の持分比率 80%

(5) 支払資金の調達方法

自己資金により調達しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

ホンダ開発株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鈴木 雄飛 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ホンダ開発株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監 査 報 告 書

2021年5月28日

ホンダ開発株式会社

代表取締役社長 大野 直司 殿

私たち監査役は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役会議が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引内容（会社法施行規則第118条5号に掲げる事項）は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月28日

ホンダ開発株式会社

常勤監査役

監査役

角 川 満

林 孝之

